

所管部課		教育部 教育総務課		部長	田口 茂夫	
件 名		東大和市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について				
		区分		1 審議事項	☐ 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要 旨 令和6年10月15日から、基幹系システムが標準化することに伴い、所要の改正を行ったものである。 (1) 主な改正内容 標準化に伴い、既存の通知等の名称を国の定めた名称等に変更するとともに、文言整理を行った。 (2) 施行日 令和6年10月15日						
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） (1) 総務課において審査済み。 (2) 令和6年9月27日開催の教育委員会定例会において承認済み。						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正に伴う事務を進める。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。